

# 表彰規程

（昭和51年 4月19日制定）  
（昭和59年 1月26日改正）  
（平成 3年 5月14日改正）  
（平成 9年 1月22日改正）

## （目的）

- 第1条 この規程は、社団法人長野法人会（以下「本会」という）ならびに定款細則第2章に規定する「部会」の役職員、および法人会の育成に多大の貢献をした者等の表彰に関する事項を定める。
- 2 役職員には旧任者、委員会委員等を含むものとする。

## （適用範囲）

- 第2条 被表彰者とは次のものをいう。
- (1) 永年勤続の役職員
  - (2) 法人会の育成発展に功績顕著な個人および団体
  - (3) 会活動の優れた部会
  - (4) その他、会長が必要と認めたもの

## （表彰基準）

- 第3条 表彰基準は、内容および該当者の区分に応じ別表によるものとし、改訂の必要が生じた都度理事会の決議を経てこれを改める。
- 2 特別の事情により前項の規定により難しいときは、その都度会長が決定する。

## （表彰の時期）

- 第4条 表彰は、原則として本会の通常総会またはこれに準ずる行事に併せて行うものとする。
- 第5条 この規程により表彰しようとするときは、部会長等関係者は別に定める様式により調書を作成し、会長に提出する。
- 2 会長は、これを審査し理事会の承認を経て決定する。

## 附 則

1. この規程は、昭和59年1月26日より施行する。
2. この規程は、平成9年4月1日より施行する。

## 別 表

区 分	役職員	その他
永年勤続の役職員 1. 本会役員在任通算6年以上の者 注1 2. 本会事務局職員勤続8年以上の者 注2	表彰状	
本会の育成発展に功績顕著な個人または団体	注3	感謝状
会活動の優れた部会		その都度定める

- 注1 会長・副会長・常任理事・会計理事は在任期間1年を2年に換算する。
- 注2 専務理事・事務局長在任期間は1年を2年に換算する。
- 注3 部会の役職員を含む。